國學院大學学術情報リポジトリ

近世初頭における日御碕神社点描：別当恵光院順式の活動と寛永の造営、そして林羅山との交流に至る

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 新井, 大祐 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002255

近世初頭における日御碕神社点描

――別当恵光院順式の活動と寛永の造営、そして林羅山との交流に至る――

新井大祐

はじめに

島根県出雲市大社町に鎮座する日御碕神社は、『出雲国風土記』に「美佐伎社（みさきのやしろ）」と見え、また『延喜式』「神名帳」の「出雲郡（いずものこほり）」条には「御碕神社（みさきのかみのやしろ）」として見える、出雲地方屈指の古社である。その宮司家である小野家は、祭神である素盞嗚尊の子孫の天葺根命を祖とし、古来、近代に至るまで検校（けんぎょう）と称し、当代は九十八世を数える。

ところで、この日御碕神社の鳥居からさほど遠からぬ所に順式社なる小祠がある。この「順式」とは、かつて同社境内に存した同社別当恵光院の僧であり、同社の歴史上最も重要な事跡の一つである寛永の造営に勧進活動を通して尽力した人物である。しかし、そのような重要人物であるにもかかわらず、これまでその事績や活動の詳細について述べたものは多くない[1]。ゆえに、小論では、寛永の造営という大事業を完遂せしめたこの順式に視点を据え、その活動から造営に至る経緯について考察を加えることとする。

さらに今ひとつ、同社の造営を考える上で重要な人物として林羅山がいる。それと言うのも、現在、同社ならびに

小野家には、林羅山が順式に寄せた書状をはじめ、鐘銘や祝詞など、羅山直筆の資料数点が伝来しているのである。

そこで、順式の活動と合わせてこれらの羅山関連資料の分析をも試み、そこから浮上する同社と羅山の関係についても検討を加えてみたい。

一、寛永の造営と別当恵光院順式

寛永の日御碕神社造営は、江戸幕府第三代将軍・徳川家光によって進められたもので、松江藩主京極忠高がその命を受けて寛永十四年（一六三七）に着手し、その途中で忠高が死亡したため（同年）、次いで同藩に移封となった松平直政がこれを引き継ぎ、同二十一年（一六四四）年に落成を迎えた、というおよそ七年にも亘る大事業である。

このような大事業を、勧進活動を通して推し進めたと伝えられるのが恵光院順式（野沢順式・慶雄）なる人物であった。

順式は同社の第八十一世検校を務めた小野政光の第四男・政行の子、すなわち政光の孫にあたり[2]、当時、同社境内に存した恵光院の別当を勤めた真言僧である。

この順式が残した『慶長十五年卯月十三日恵光院野沢順氏(ママ)日御崎社由緒』（以下『由緒』と略す[3]）によれば、

一、慶長拾二年四月廿一日、為造営并神領訴訟関東下向、駿河国府中御城　家康将軍、武蔵国江戸城　御息秀忠将軍、両御所致言上、取次嶋田治兵衛殿大久保石見守殿、於御前当社証文一々東鑑引合、目録裏書同御判御右筆賀古豊前守殿―中略―

慶長十五年庚戌卯月十三日恵光院野澤順式印

（読点、筆者。以下同様）

とあり、[4]「造営并神領訴訟」のために、慶長十二年（一六〇七）に駿府で家康に、江戸で秀忠に謁したことが看取され、さらに、『日御崎社建立次第』（以下『建立次第』と略す[5]）にも、

一、寛永二十一年甲申秋七月十九日両社遷宮―中略―先是、當社本願慶雄窃慨社頭之敗壊、忽起経営之大志、慶長丙午之歳遠赴江戸、託嶋田弾正忠及土井大炊頭、歎訴事于大樹源君、其間往来于江戸者二十九年、于此遂獲蒙造立之厳旨、然令当国太守京極若狭守忠高、奉行宮社営作之事、忠高逝去之後、後太守松平出羽守源直政掌之、始乎寛永十一甲戌年、終乎同二十年癸未年

などとあり、以上より、順式が慶長十二年の関東下向以来二十九年もの間、出雲と江戸を幾度も往来して訴え続けたことが功を奏した結果の造営であったことが理解される。ただし、後者では「慶長丙午之歳」すなわち慶長十一年（一六〇六）に江戸へ赴いたとある点が異なる。

そこで、順式と同時代を生きた杵築大社神職・佐草自清の残した『雑事随筆』[6]に目を移すと、江戸における順式の活動の様子がより詳しく記されている。

そこには、

順式　別当恵光院慶雄法印、天正元年癸酉誕生、慶安五年壬辰六月二十四日遷化、八十歳―中略―

順式（新発心名ハ治部卿）法脈者仁多郡岩屋寺頼雄法印也、頼雄杵築へ入来リ、北嶋殿郭外薬師寺ニ住持ス、順式暫随順ス、北嶋家蔵之文書等少々拝見、且、又松林寺快粲法印ニ属シ、粗神代巻ヲ聞、慶長十一年（順式二十四歳）御崎社造営之願ニ始テ江戸下向シ、鍛冶某ニ借宅ス、此時、大工与鍛冶、其根源之威光ヲ争フ、双方奉行所ヱ訟フ、鍛冶之訴状順式草之、太平記剱巻ヲ以テ宝剱其他剱ノ徳ヲ載ル、奉行嶋田治兵衛利政（名改弾正）聞テ、則鍛冶勝トス、加様ノ事文盲之鍛冶ハ知間敷也、誰人ノ指南ソト被相問尓云、則順式召寄及閑談、自遠国奇特ノ存立併貧僧之在府可難成、堪

忍トテ、利政長屋ニ扶持シ子息達之読書手習之師トス、自茲江戸ニ一両年、雲州ニ一両年（此間堀尾山城守殿ヨリ神領加増六百十三石トナル）、往年無倦勤、寛永十一年甲戌三月十九日於執権土井大炊頭利勝亭　公方家光公上位ニ被優社僧順式三十年在府之勲労、造営之事被仰出、順式拝舞、同十二年ヨリ有事始、先営仮殿外遷宮上下ノ社、地狭キニヨリ後ノ山ヲ切広ムル、然処ニ自地中神石一枚（五寸四方丸）シ掘出ス、二ツニ刻ル中ニ有御紋柏一葉ノ形、奇妙也、則筥入納神殿、国守京極若狭守源忠高被奉行、同十四年丁丑六月十二日忠高於江戸逝去、同十五年戊寅三月二十七日国守松平出羽守源直政朝臣有御入国而奉行ス、同二十一年甲申（正保ニ改ル）七月十九日己巳有正遷宮―以下略―

（読点、筆者。以下同様）

とある。

これより、順式が江戸へ赴いたのは慶長十一年のことであり、『建立次第』の記述もまた正しいことが理解される。また、ここで最も注目すべきは「嶋田治兵衛利政」との邂逅である。同人は、前掲『由緒』や『建立次第』にも「嶋田治兵衛殿」や「嶋田弾正忠」など、家康・秀忠への拝謁の取り次ぎを行った人物としてその名が挙がっている。この「嶋田治兵衛利政」とは、家康・秀忠に仕えた近世初頭の幕臣・嶋田利正のことである。利正は慶長九年（一六〇四）に御使番となり、後には江戸町奉行を務め（同十八年）、寛永二年（一六二五）に従五位下弾正忠に叙任され、同十九年に六十七歳で没した[7]。

よって、ここに記される両者の邂逅こそが、翌十二年の家康らへの拝謁に至る端緒となったことが知られるのである。

さらに、『小野氏家譜』[8]には、

同（慶長。筆者註）十一年冬、以二蓬莱竹一、属レ於二山城守之家老堀尾但馬守一、而送二於在江戸恵光院慶雄一、以テ献二

于　将軍秀忠公一、次ニ愁二訴ス社頭造営並神領等之事一ヲ、遂ニ達二台聴一云々、嶋田利政与ヲ二書于、但馬守一ヲ告二子細一ヲ也
（読点、筆者。以下同様）

とあり(9)、ここでも利正が順式の活動に一役買っていることが分かる。

また、これに続けて同十二年四月条には、

恵光院法印順式、為二当社造営並神領訴訟一ノ、再ビ下二向於関東一ニ、先ツ訴二駿府　家康公一ニ、次訴二江戸秀忠公之幕下一ニ、属二嶋田利政一ニ以テ言上ス―以下略―

と、『建立次第』の一条とほぼ同内容が記されているが、「再び関東に下向」とあること、家康には直接拝謁したと思しいが、秀忠にいたっては本人ではなく「秀忠公之幕下」とあることなどから、『建立次第』に記される関東下向は二度目であったこと、実際には秀忠には直接拝謁し得なかったことなどが理解される。

以上に掲げた各種資料の記述を考え合わせて、順式の活動ならびに造営の実態を推測すると、

（1）順式は慶長十一年に出雲から江戸へと下向し、江戸における居宅の家主である鍛冶某の身に起こった訴訟を幇助して嶋田利正の知己を得、冬頃まで在府したのち一旦帰郷した。

（2）翌十二年四月、再び関東へ下向し、嶋田利正らの取り次ぎによって駿府において家康に造営等について訴え、その後、江戸においては幕閣らへ同様に訴えた。

（3）その後、庇護者である嶋田利正の子息の手習いの師を務めるなどしながら、一両年ごとに江戸と出雲に居住する生活を三十年弱送った。

（4）三十年に及ぶ懈怠ない謹厳な往来生活の報賞として、寛永十一年（一六三四）三月十九日に家光よりついに造営の許しを得た。

（5）同十二年から仮殿遷宮や社地の拡充などの準備が始められた。

（6）同十四年より松江藩主京極忠高を奉行として実質的な建築工事が進められることとなったが同年中に忠高が逝去、それに伴って松江藩へと移封された松平直政が後をつぎ、同二十年に工事が完了し、翌二十一年に正遷宮が執行された。

となるのである。

ちなみに、この造営はかなり大規模なもので、例えば『建立次第』には、

始乎寛永十一年甲戌年、終乎同二十年癸未年、両者御殿、拝殿、両門客神、樓門、御禊所、御供所、護摩所、庫蔵、本地堂、多宝塔、男山三層塔、東高門、弁才天宮、鐘楼、神宮寺、東西石華表、廻廊等皆一時落成矣

と記され、また造営直後に作成された同社蔵『日御碕神社古絵図』[10]にもここに掲げられる数多くの殿社や仏堂・塔などが描かれており、ここから、その規模もさることながら、極めて神仏習合色の色濃いものであったことが理解されるのである。

二、日御碕神社と林羅山

恵光院順式の活動によって日御碕神社の大造営は成し遂げられることとなったが、今ひとつ、この造営期間中における注目すべき出来事として、林羅山による同社への鐘銘等の寄進がある。現在も、それらの文案や送り状などが同社ならびに小野家に伝来している。

周知の如く、林羅山（天正十一年（一五八三）～明暦三年（一六五七））。信勝、道春、羅浮子など）は近世初頭の儒官であ

る。その博覧強記の質をもって徳川家康・秀忠・家光・家綱の四代の江戸幕府将軍に仕え、幕府の基礎作りに貢献した人物であり、その子孫も代々大学頭などとして幕府儒官を勤めた。

儒者でありながら神道の研究をよくし、儒教の立場から神道を捉えた理当心地神道を唱え、『神道伝授』、『本朝神社考』、『神社考詳節』などの神道関連の著作を残している。(11)

そこで、本節では、神社・宮司家所蔵にかかる羅山関連資料についてその内容を詳しく吟味し、羅山と同社との関わりについて見ていくこととする。

［日御碕神社所蔵］

管見にふれた限り、羅山が寄せた神社所蔵史料は寛永十七年（一六四〇）のもの五点であるが、中でも特に注意すべきものとして、鐘銘・祝詞・書状の三点が挙げられる。(12)

①「林道春撰日御碕社諸銘文并祝詞」より「出雲国日御崎社鐘銘并序」(13)

出雲国日御崎社鐘銘并序

(イ)出雲国者陰陽交合霊区、神祇集会勝地也、御崎神職者有言、祭大日霎女貴五男于下宮、祭素盞嗚尊三女于上宮焉云、果然于、所謂五男三女者、日神与素尊誓約之時、濯於天真名井、相共所降誕也、其名、昭々于国史置而不論、其所崇之霊鏡宝剣、徳照天地、威鎮四夷、并祭日神素尊、誰不尊信乎、誰不畏敬乎、緇(ロ)徒有言、社内有多宝塔、是、擬素戔烏、有十握剣、是、表十羅刹、其然、豈其然乎、或(ハ)曰、此地是根国也、雲州者素尊之所開而宮居所在、且八重籬、杵築與此社接隣、則以為、其幽魂所遊乎、天(ニ)暦帝深崇此宮、加賜日字、号日御崎、祭祀不怠、霊験惟新、然雲霞既古、殿宇頽廃、頃(ホ)年、社僧順式来江戸、屡因幕下左右、請修造事、遂得達于台聴、有旨可之、於是故国守京極氏蒙鈞命、監造営事、有故不果、今太守拾遺、源直政君相継、奉

命落成之、宮廟改観、絵素窮工、雕楹玉碣、繍桷雲楣、輪奐奐矣嗟乎偉哉、可謂盛挙也、其美誉芳声、永與神徳共垂于不朽、茲架高楼、以掛巨鐘、其銘曰、

英霊所在、粛然神風、出雲之国、御崎之宮、
陰有霎貴、陽有進雄、清鏡掛日、良剣吐虹、
五男三女、名異体同、社分上下、名振西東、
気遍天外、水行地中、徳安百姓、明達四総、
杵築隣近、山陰路中、星霜歳久、廟墟牆空、
官命興絶、工役呈功、経営尽美、威験無窮、
一楼高聳、九乳惟洪、脱出鑪鞴、鑄鎔鑛銅、
似示淵黙、忽破昏蒙、砭針徹耳、展転驚夢、
深更霜白、講寺花紅、鏗尓鯨吼、殷其雷公、
祈者必応、敬而可崇、家齊国治、道泰時豊、
洋乎来格、原始要終

寛永十七年三月上旬　民部卿法印道春　印

ここで注目すべきは、銘そのものよりも、序文であろう。この序文は大きく分けて、以下の六つの部分から成り立っている。

（イ）はじめに出雲の地を「陰陽交合の霊区、神祇集会の勝地也」と記し、次いで、同社の神職の唱える祭神説（「御崎神職の者、言有り」）、すなわち下宮に「大日孁女貴五男」を、上宮に「素盞嗚尊三女」を祭っているとの説を掲げ、これに対して記紀所載の二神のウケヒの記述を付し、「日神」と「素尊」両神を祀る同社を讃える。

（ロ）「緇徒」すなわち仏僧（恐らく順式であろう）の説（「言有り」）として、「多宝塔」が「素戔烏」を、「十握剣」が「十羅刹」を象徴しているとの記述を掲げ、「豈に其れ然るか」と疑義を呈する。

（ハ）「神職」や「緇徒」のものとは異なる説として、同地は「根国」であり、また、「素戔烏」の開いた土地で、同社近隣には「八重籬」「杵築」という素戔烏ゆかりの神社が鎮座することから、同地が素戔烏の「幽魂の遊ぶ所」か、との説を掲げる。

（ニ）「天暦帝」（第六十二代村上天皇）の崇敬を受けて「日」の字を賜ったために社名が「日御崎」となったものの、その後は荒廃していったなどという同社の盛衰を物語る。

（ホ）その荒廃を嘆いた恵光院順式の江戸における勧進活動と造営許可、さらに、松江藩主交代の末の落成などといった造営の経緯を記す。

（ヘ）落成後の社頭の壮麗たる様子を描く（「宮廟観を改め、絵もとより工を窮め、雕楹玉碣（ちょうえいぎょくせき）、繍桷雲楣（しゅうじうんび）、輪奐（りんかん）、ああ偉なるかな、盛挙謂うべきなり、其の美誉芳声、永く神徳と共に不朽を垂る、茲に高楼を架け、以て巨鐘を掛ける」）。

このように、前半イ～ハではいわば同社の宗教的背景などについて述べ、後半部ニ～ヘでは、同社の由緒や歴史、そして現在の造営に至る経緯などを記している。

この中で筆者が特に注目する部分が、まずイとロである。

現在、同社は上宮（神宮（かみのみや））と下宮（日沈宮（ひしずみのみや））からなり、上宮の祭神は神素戔嗚尊とその姫神である田心姫命・湍津姫命・市杵嶋姫命の四柱、下宮は天照大御神とその御子神の天忍穂耳命（正哉吾勝勝速日命）・天穂日命・天津彦根命・活津彦根命・熊野櫲日命の六柱の、合わせて十柱の神を祀っている。

しかし、中世頃には同社が、法華持経者を守護するという仏教の十羅刹女[14]を祀る神社と考えられていたと思しき史料が多数残されている。

例えば、正平十年（一三五五）の『御崎検校清政起請文』[15]には、

にほん国ちう大小神き、事ニハたう国きつき大明神・三崎十らせちの御はちを―以下略―

とあり、また、大永三年（一五二三）の『宇山久秀奉納妙法蓮華経端書及奥書』[16]にも、

（第一巻）

奉施入播州金剛城寺本堂常住、願主師金資円祐、妙法蓮華経序品第一

雲洲日御崎十羅刹女之御前奉納―以下略―

（以下、二巻～八巻まで同様に「奉納、日御崎十羅刹女」とある。）

などと記される如くである。

こうした中、史料上、現在の祭神説を掲げたものとしては、永享十一年（一四三九）十一月『日御崎社一神子申状』[17]に「天照大神」を祀る社であることが暗に示され、その後、近世初頭の成立とされる『日御碕両本社并社司遠　祖事』[18]にいたってようやく現行の祭神が記されるようになるのである。[19]

そこで、いまいちど（イ）と（ロ）に目を移すと、（イ）では神職の唱える説として現行の祭神説が述べられ、（ロ）

では対になる形で仏僧の説として「十羅刹」に関する説が記されている。排仏思想の色濃かった羅山が、（イ）については賛嘆し、（ロ）には疑義を呈してはいるものの、両説を併記していることは興味深い。加えて、こうした記述は、近世初頭の同社における神仏関係を解明するよすがとなるものであろう。

次いで注目される点は（ホ）である。ここでは、「年頃、社僧順式江戸に来たりて、しばしば幕下左右に因り、修造の事を請う、遂に台聴に達するを得て、旨有りてこれを可す」と、寛永の造営に至る経緯を述べているが、その中で明確に順式の名を掲げ、その功績を讃えるがごとき記述となっている。後世まで残りうる性格を有する鐘銘にこのような文言を記すことは、羅山の、順式へのよほどの敬意が察せられるのである。こうした順式と羅山の親交については後に述べるであろう。

次いで銘の本文に目を移すと、そこではもはや「序」にあるような「緇徒」による習合的言説は一掃され、神職の唱える祭神説によった記述のみが見られる。その後は境内と鐘の壮麗な様子が述べられている。

ただし、この銘文が作成されたのは寛永十七年であり、造営が完了した同二十年（一六四三）より三年ほど前であることには注意が必要である。造営開始より三年が経過し、ほぼ主要な建造物の工事が終わり、その様子を聞き知った上でこの銘文を記したか、あるいは、単に落成後の様子を想定した上で記したのかなど様々な憶測が可能であるが、いまこれを明らかにする資料はないので深入りは避けることとする。

なお、現在この鐘は残されていないが、落成から十年ほど経た承応二年（一六五三）の黒沢石斎『懐橘談』[20]の中に、

> 鐘楼に上りて見れば、羅浮子のかゝれたる銘あり、其銘并序曰（前掲、序および銘文。筆者註）―中略―　凡此国の神社仏閣の鐘の銘を見侍るに、或は他国より取りて来るものあり、或は文拙詞卑のみなりしが、此鐘の銘

を見てこそ目覚める心ちして、くり返し〳〵読み侍る

とあり、送られた銘文と序が鐘に確かに刻まれていたことが知られる。ただし、石斎の記す銘文の年紀が「寛永甲申（二十年、筆者註）初夏吉辰　民部卿法印　道春」とあることから、文案の紀年の部分を落成の年に変更して刻んだのであろう。

②「林道春撰日御碕社諸銘文并祝詞」より「祝詞」[21]

八雲立出雲国能出雲郡尓坐須日御崎能広前尓畏美畏美毛申久、抑当社波大日靈女貴能五柱能御子止、素戔烏尊能三柱能御女止遠崇祭留霊地奈礼波、神徳日新霊験月盛奈利、故頃年　鈞命降天神居乎造営志給天、励土木之役乎、成不日之功乎、碧瓦朱甍畫棟雕梁窮麗成美、惟時考旧例吉日辰良乎撰天、奉遷神体于新殿、青和幣白和幣乎捧天、惰事無志天祭奉良牟、掛畏岐大神異感瞻仰之志深、加鎮護之力天常磐堅磐尓夜守利日守利止護利幸比賜天、四方之国乎毛平久安久恵美賜比、恤賜止、畏美畏美毛白須

この祝詞に関しては①のように羅山の署名や印判等は記されていないが、随所に訓点を要する漢文的麗句が散見し、羅山らしさがうかがえるものとなっている。内容は「碧瓦朱甍畫棟雕梁窮麗成美、惟時考旧例吉日辰良乎撰天、奉遷神体于新殿」とあることなどから、落成に伴う遷宮を意識して作成されたものであろうことが理解される。

ただし、冒頭の同社祭神を掲げる部分に「抑当社波大日靈女貴能五柱能御子止、素戔烏尊能三柱能御女止遠崇祭留霊地奈礼波」とあり、これをそのままに解すれば、大日靈女貴と素戔烏尊の五男三女の八柱の神のみを祀る社であるという意味になるのであり、いま、羅山がいかなる意図や知識をもってこのような祭神説を記したかという問いに対す

る答えの用意はないものの、注意を要する点であろう。

③「(寛永十七年)五月廿六日林道春自筆書状[22]」

(端裏書)

「道春より順式へ書状」

尚々廿三日於　殿中幽也様へ御目ニかゝり
候へ共人多候て綺候ハゝ不得貴意候、此由
其後者不能面談御床敷存候、仍内々ニ
御次而も候者御心得所希候、以上
御誂之書物手前何角不得隙延引
申候、此此漸書立申候間、只今四通持而
進之候、斟酌ニ存候つれとも貴老御
申付仕候、其方之古キ三通相添
返し申候、何も御請取可被成候、恐惶
謹言

寛永十七年庚辰

五月廿六日　　道春（花押）

（読点、筆者）

多忙のため先延ばしにしていた「内々ニ御誂之書物」がようやく書き上がったので、それら「四通」をここに送るという内容であり、ここから①・②をはじめとする四点の銘等を同社に寄せた際の送り状であることが理解される。また、「其方之古キ三通相添返し申候」とあることから、羅山が借用していた何らかの同社の古文書類三通を前掲「四通」に添えて返却したことが看て取れる。この「其方之古キ三通」が如何なるものかを知り得ないが、合わせて返却していることより、あるいは、この「四通」を作成するに当たっての資料として借用したものであったかとも考えられよう。

なお、追って書きにある「幽也様」とは、嶋田利正の寛永十二年（一六三五）の出家後の法名である。ただし、順式が羅山に取り次ぎを依頼した利正とのやり取りに関しては不詳である。

ともあれ、その端々より、両者の親交の深さを物語る内容となっている。[23]

［小野家所蔵文書］

小野宮司家の所蔵する羅山関係資料は、羅山が順式に宛てた書状一点である。

・「（年不詳）正月十四日林道春自筆書状」[24]

尚々此本一冊入箱、只今

返進申候、　以上

改年之吉慶目出度申納候、

先日者早々御尋忝候、他出
不能面談残念之至ニ候、仍而
御誂候風土記推量ニ加点
間只今持セ返進申候、慥ニ御
請取可有之候、誤字落字
并書損之所多見し申候べく候、
無別本ニ付不能校合不及
是非候、仮名之違も可有之候歟、
不合点之所残申候、恐惶謹言

正月十四日　（花押）
民部卿法印
順式老御房　道春

（読点、筆者）

年初の挨拶とともに、順式から借用した本を返却する旨が記されている。すなわち、羅山が順式から『風土記』を借り受けて点（訓点）を加えたが、誤字・脱字や書き損じ、仮名の誤りが多く、異本もないので校合することもできず、納得のいかないところも多い、との内容である。その書きぶりから、恐らくは、羅山が乞い受けたという

よりは、順式が羅山に加点等を依頼したものと察せられる。

ところで、『風土記』で想起されるのが、寛永十一年七月に尾張藩主・徳川義直より日御碕神社に寄進された『出雲国風土記』一巻である。ただし、本書状は、「民部卿法印」とあることから、羅山が同職に任じられた寛永六年（一六二九）十二月三日以降のものであることは確かであるものの、明確な年紀がないため、ここに記される「風土記」がいかなる伝来のものであるかは不詳である。今後の成果を俟ちたい。

以上のように、羅山に発する同社所蔵資料を具に点検すると、鐘銘や祝詞は、実際は、同社に直接宛てられたものではなく、順式の手を経て寄せられたものであったことが理解される。

さらに、二通の書状に見える他者（嶋田利正）への内々の伝言（取次）の依頼や、貴重書籍などの貸与や校合の依頼、さらには順式が（約束もなく）羅山の元を訪れていること（「先日は早々の御尋忝なく候、他出、面談能わず残念の至に候」）などといった記述から、順式と羅山との間には相当に深い交友関係が存在していたことが理解されるとともに、「貴老」や「順式老」と記すことをはじめ、随所に散見するその礼を尽くした書きぶりより、羅山は十一歳年長（前掲『雑事随筆』によれば順式は天正元年（一五七三）の出生）の順式に対して篤い長幼の礼をもって接していたことがうかがえるのである。

こうしたことから、寛永の造営時における羅山による鐘銘などの寄進は、こうした両者の深い関係があってこその行為であったと考えて差し支えないであろう。

三、恵光院順式の交友関係と林羅山―『慶安三年三月三日恵光院常住物目録　一冊』を通して―

以上より、順式と羅山は親しい関係にあったことが理解されたが、では、こうした交友関係はいかにして形成されたものであろうか。また、そのような関係は、羅山に対していかなる影響を与えたのか。

それらを知る上で重要となるのが、小野家に伝来する『慶安三年三月三日恵光院常住物目録　一冊』（以下、『常住物目録』と略す[25]）である。

当目録は奥書に「本尊、書籍、神書、歌書等、如注文、皆以恵光院常住物也」（読点、筆者。以下同様）とあり、また、「于時慶安三年庚寅三月三日、別当恵光院法印順式（花押）」と記されていることから、慶安三年（一六五〇）三月三日に、順式が恵光院常住物である尊像類や典籍などについて記した目録であることが知られる。内容としては、常住物を列記するとともに収蔵に至る経緯などが記されている。

その中でも、以下に掲げる「神書、歌書等」に該当する部分は多分に興味深い記述を含むものとなっている。

一、当国風土記一巻、尾張国守大納言殿外題奥書御自筆御判被遊、慶雄被下也、当社重宝也
一、日本紀神代抄私三巻、撿校高政令書写也
一、妙法要集一巻、卜部家神道秘蜜也、撿校尊久代令書写畢
一、神社考一巻、道春作也、石河主殿助殿令借用書写畢
一、東鑑全部　将軍家光公扈従高林河内守利世令寄慶雄也
一、禁秘抄一巻、同人
一、八雲抄全部、嶋田治兵衛尉殿利香、右両人者幽也子息也

一、帝鑑図説全部、江戸町医者宗務法橋置之
一、連歌発句帳、江戸町人阿形宗興置之

ここで注目されるのが、まず「神社考」の条である。すなわち、羅山の作である『神社考』を「石河主殿助」なる人物より借り受けて書写したとの意である。

この「石河主殿助」とは、恐らく、家康・秀忠に仕え、その信任を得た石川主殿頭忠総であろう。忠総は大久保忠隣の子であったが、慶長五年（一六〇〇）に母方の祖父である石川（石河）の家名を名乗ることとなった。同八年に従五位下・主殿頭に叙任、さらに同十四年には祖父の石川日向守家成の逝去にあたって石川家の家督を継ぎ、その後、豊後国日田藩主、下総国佐倉藩主、近江国膳所藩主などを歴任した[26]。同時期に「主殿」の官名を持つ石河ないし石川姓の者は忠総のほかは見当たらず、よってこの「主殿助」は誤りであると考えられる。ただし、この誤謬は順式の無知というよりも、本書が記された慶安三年の時点で順式が七十八歳という高齢であったことを考慮すべきであろう。

また、「神社考一巻」との記述に注目すると、「道春作」の「神社考」と言えば一般的には冒頭にも掲げた『本朝神社考』（以下『神社考』と略す）が想起されるが、この『神社考』は「上之一・二」より「下之五・六」に至る上中下の三巻本である[27]。その他の条において、二巻本として現存する「禁秘抄」が一巻と記される以外、もとより一巻からなる「当国風土記（『出雲国風土記』。筆者註）」と「妙法要集（『唯一神道妙法要集』。筆者註）」については正しく「一巻」と記し、他方、全五十二巻の「東鑑」、全六巻からなる「八雲抄（『八雲御抄』。筆者註）」や「帝鑑図説」を「全部」と記すという法則性にも矛盾する。こうした点から、『神社考』の一巻のみを写したと考えるには些か不審が残る。

そこで、筆者が目を向けるのが、同じく羅山の手になる『神社考詳節』（以下、『詳節』と略す）全一巻である。同書は『神社考』の主立った項目を抽きだし、簡略に解説を付した言わばダイジェスト版として作成され、正保二年（一

六四五）に版行されたもので、徳川義直の求めに応じて記されたことが知られている。[28]

ところで、今しも述べたごとく、同書は『神社考』のダイジェスト版であるにも関わらず、『神社考』には所載されていない「日御崎」が新たに加えられており、「耕雲明魏記云、雲州日ノ御崎明神者、即杵築大明神之季女而十羅刹女下現也、荒地山鎮守也、孝霊天皇六十一年現二霊威一云云（読点、筆者）」と記されている。[29]ここに見える「耕雲明魏記」なる典籍を筆者は寡聞にして知らないが、その内容より、恐らくは室町幕府第四代将軍・足利義持に仕えた花山院長親（号・耕雲）の記した応永二十七年（一四二〇）成立の日御碕神社所蔵『日御碕社修造勧進帳』[30]を指すものと考えられる。ただし、同勧進帳には「杵築大明神」すなわち出雲大社と日御碕神との親子関係を示す記述や、十羅刹女について述べたところはないのであり、そこから、羅山は実際にこの勧進帳を目にしてはいなかったであろう事が推されるのである。

また、このような、『神社考』には見られなかった日御碕神社に関する項が『詳節』にあるという事象についても注意が必要である。恐らく、その版行時期から見ても、ここまで見てきたように、羅山と同社が関わりを持つようになったことが、その立項の契機となったと考えられよう。

ただし、羅山が縁起や祭文、鐘銘などを作成した神社のほとんどが『神社考』『詳節』両書共に収載されるか、あるいはまったく収載されていないかのいずれかであることから、[31]「日御崎」の立項は、幕府が注目し、造営を推し進めている神社であるということ以上の理由、すなわち、やはり順式との親交がその根底に存在したものと考えられるのである。

ともあれ、以上の、（一）『神社考』が三巻本であるのに対し『詳節』は一巻本であること、（二）他の典籍に関する記述との間に矛盾のあること、さらに（三）『神社考』には日御碕神社に関する項はないが『詳節』には所載されてい

ることなどより、ここに見える「神社考一巻」とは、順式が自社についての記述のある『詳節』一巻を写したものと考える方が良いように思われるのである。

次いで、「東鑑」以下の条に名前の挙がる人物を具に調べると次のようなことが分かる。

まず、「東鑑」「禁秘抄」を寄せた「将軍家光公扈従高林河内守利世」と、「八雲抄」を寄せた「嶋田治兵衛尉殿利香」であるが、その後に「右両人者幽也子息也」と記している。「幽也」とは嶋田利正の法名であることから、両者が利正子息であることが理解される。ただし、「将軍家光公扈従高林河内守利世」については、利正の長子である利世は秀忠に仕えたが寛永六年に二十五の若さで死亡していること、子息の中で家光に仕えて高林家に入り河内守に叙任されたのは次男の吉春であることなどより[32]、これは「利春」の誤りであろう。他方、利香は利正の三男で、治兵衛と称し、幼少時の足の怪我が原因で無役であった[33]。

ここで想起されるのが、前に掲げた『雑事随筆』の「利政長屋ニ扶持シ子息達之読書手習之師トス」なる記述である。恐らく、この利春・利香こそ、かつて読み書きを教えた利正の「子息」に当たる者であり、そこから、両名との交流はその後も続いていたものと考えられる。なお、利春を利世と記したのは、恐らくは慶長年間に十歳にも満たなかった利世に手習いを教えたことがあり、こうしたかつての記憶がなせる、石川忠総の場合と同様の高齢ゆえの誤謬であろう。

さらに、「帝鑑図説」を寄せた「町医者宗務法橋」であるが、これは遠藤宗務（本庵）のことであろう[34]。宗務は、慶長八年（一六〇三）に羅山が『論語集注』の講義を行なった際、ともに『太平記』講釈を行なった人物であることが知られる[35]。

ところで、以上の条に掲げられる人物は『文集』や『詩集』などより、羅山との深い交友関係があったことが知ら

れる。

まず、石川忠総であるが、忠総は羅山に芍薬の根を分け与えたり[36]、実母の逝去に際しては羅山に墓誌の作成を依頼し[37]、実父大久保忠隣の逝去の折りは追悼詩を寄せられたりしている[38]。このことから、その交流は極めて親しいものであったことが察せられる。

また、嶋田利正についても、歌詩の贈答を行ったり[39]、その求めに応じて色紙に題画詩を作る[40]などの交流が認められる。

さらに、徳川義直との交流は広く知られるところであり、また、遠藤宗務にいたってはあえて述べることもないであろう。

このように『常住物目録』より看取される順式の交友関係を検討してみると、その広さもさることながら、羅山の学問的交友関係との重なりが見受けられるのである。

ただし、いま一人の重要人物である嶋田利正の交流関係に着目すると、石川忠総とは主君を同じくする間柄であることから交流があったことは想像に難くなく、さらに、宗務についても何らかの交友関係が存在した可能性を示唆する資料も残されている[41]。

以上より、順式の交友関係については、まず『雑事随筆』に見られる利正との偶発的な邂逅（あるいは順式にとっては偶然ではなかったかも知れないが）を端緒とし、利正と親しく付き合ううちに羅山などとも交流を持ち、その後、利正と羅山の交友関係の中に身を置くことによって、両者の共通の知人との交流が醸成されていったものと考えるのが現段階では妥当な見解であろう。

加えて、前の「（寛永十七年）五月廿六日林道春自筆書状」に見られるように、こうした順式・利正・羅山三者の密

な関係性をもとに、羅山は、利正（あるいは、その他の三者共通の知己の幕府要路者など）と順式との取り次ぎ役を担っていたと考えられ、そこから順式と羅山との間には、純粋な学問的交流以上の、政治的活動における協力者という関係性が見出されるのである。

なお、『常住物目録』には、今ひとつ筆者の注意を引く人物の名がある。まったくの余材ではあるが、興味深いのでここに紹介する。

その人物とは、「本尊」に関して記された部分に「一、別当慶雄寿影一幅―中略―讃者高野無量寿院澄栄法印也」と記される「無量寿院澄栄法印」である。

この澄栄とは、『金剛峯寺諸院家析負輯』巻一「無量寿院」[42]に、

左学頭権大僧都法印澄栄仮名春雄房

生国雲州佐々木氏也。出雲国横田荘岩屋寺住僧。前住龍光院。蒙征夷大将軍家光公厳命移住当院家―中略―慶安三年庚寅閏十月廿三日亥刻遷化。六十五歳

とあるように、高野山の学侶であることが知られる。ここで注目すべきは「出雲国横田荘岩屋寺住僧」なる記述である。前に掲げた『雑事随筆』の順式の法脈を述べた中に「法脈者仁多郡岩屋寺頼雄法印也」とあり、この「仁多郡岩屋寺」とは澄栄の住した「出雲国横田荘岩屋寺」のことである。また、澄栄は慶安三年に六十五歳で死去し、順式は慶安五年に八十歳で逝去していることから（『雑事随筆』）、両名の年齢差は十三歳程度である。ここから、同じ寺で修行した両者には面識があり、その関係から讃が寄せられたものと考えられる。

ところで、この無量寿院澄栄は、近世初頭の高野山内の事件において重要な役割を果たした人物でもある。すなわち、『大猷院殿御実記』正保二年十月条に記載される、高野山の学侶方が、行人方に灌頂を行うことを約したにもかか

わらず、後にその約定を「停廃」したことによって争論となり、双方の代表者が訴訟のために江戸へ参上したというものである。この時、学侶方二名、行人方一名が各々の罪によって帰山を許されず江戸で逼塞を命じられたが、その学侶方の一人がこの無量寿院澄栄であった。その後、慶安元年（一六四八）六月にようやく逼塞を解かれるが、いまだ帰山は許されず、翌二年九月にようやく許された。そして、この時、「学侶行人双方の條約」（『学侶及行人方法度』）を三名に読み聞かせる役を務めたのが羅山であった[43]。

ただし、行人方で逼塞させられた見樹院立経（文殊院立詮）は羅山との交友関係があったことが知られるが[44]、澄栄との繋がりは現時点では見出せない。今後の課題となろう。

小括

以上、近世初頭の日御碕神社の造営、就中、同時期に造営事業において重要な位置を占めた別当恵光院順式の活動に注目して同社ならびに宮司家所蔵の各種史料に具に検討を加えた結果、順式は当時の地方出身の一僧侶としては過分なほどの中央（幕府要路者）との交友関係を有していたこと、その交友関係が造営を推し進める上で大きな梃子となったことなどから、改めて恵光院順式が近世初頭の日御碕神社における大立て者であることが確認された。また、そうした交流の中で林羅山と巡り会い、親交が育まれ、両者の関係が学問的・政治的両面において深いものとなっていったことも理解された。

加えて、これまで羅山研究において看過されてきた日御碕神社との関わりについても明らかとなり、さらには羅山の『詳節』選録の姿勢の一端を垣間見ることができたことと思う。

なお、今回は順式と羅山を中心に考察を進めたが、近世初頭の同社を考える上で今一人重要な人物が存在する。すなわち、寛永十一年に同社へ『出雲国風土記』を奉納した徳川義直である。

義直は神社の修造や縁起類などの奉納などといった活動を行うとともに、『神祇宝典』を作成するなど神道の研究をよくしたことで知られる。また、前述の如く、羅山は義直の求めに応じて『詳節』を執筆し、さらには『神祇宝典』の序文を記しているように、両者の関係は並々ならぬものであったこともまた広く知られているところである。(45)

こうした種々の符合から、近世初頭において日御碕神社は、単なる霊威ある地方古社への崇敬という信仰的側面のみならず、順式の勧進活動に端を発する、同時代の知・学のネットワーク、就中、神道（神社）研究という潮流の中で注目され、後世まで重視されるに至ったのではないかとも考えられるのである。

なお、同時期の日御碕神社を考える上では、今しも述べた義直の『出雲国風土記』奉納の経緯の詳細などいまだ多くの問題が残されているが、それらについては、例えば本誌で順式やその跡を継いだ学雄の神道伝授の問題について考察を加えている大東敬明氏をはじめ、現在、同社において共に資料調査を行なったチームのメンバーが研究を進めている。今後の彼らの成果を俟つとともに、他日、その成果を考え合わせて改めて羅山と同社の関わりについて深く考察を加えることとし、今は筆を擱くこととしたい。

註

（1）順式の活動について触れたものとして井上寛司氏「中世日御崎神社の虚像と実像」（出雲市文化観光部文化財課編・刊『大社町史研究紀要』一号、一九八六年）十五頁などがある。

（2）小野家所蔵『小野氏家譜』（文政年間までの記述あり）、『明治二十七年小野家系譜　一冊』（明治初頭までの記述あり。

『島根県古文書緊急調査総合目録』（島根県教育委員会編・刊、一九七五年。以下、『総合目録』と略す）「小野家文書」三一六号）による。

なお、以降、小論における日御碕神社ならびに小野家所蔵の資料の掲出については、特別の事由のあるもの以外は原文書によるが、読者の便を考慮して以下の通りとする。

（a）『総合目録』にその名の見えるもので、すでに翻刻・公刊のなされている資料についてはそれらを所収する文献における資料名を掲げ、掲出書を示した。加えて『総合目録』の番号を付した（「日御碕神社文書」は【日】、「小野家文書」は【小】と略す）。

（b）『総合目録』にその名の見えるもので、これまで翻刻・公刊がなされていないものについては同目録における資料名と番号を掲げた（略号はaと同様）。

（c）いずれの資料にも記されていない資料については所蔵者のみを記した。

（3）『総合目録』【小】六一号。なお、正しくは『慶長十五年卯月十三日恵光院野沢順式日御崎社由緒』である。

（4）同社には「慶長十二年丁未四月　日」ならびに「慶長十三年六月日　賀古豊前守正利（花押）」の奥を持つ『慶長十二年四月調査日御崎社文書目録』（『総合目録』【日】一七〇号）が伝来する。恐らくこれが順式の持参した「当社証文」の目録であろう。

（5）『神道大系』神社編三六（石塚尊俊校注、一九八三年、神道大系編纂会刊。以下『大系』と略す）、十五～十八頁所収。『総合目録』【日】一六五号―1。当書の加点については石塚氏による。ただし、読点や・（中黒）を句点に改め、訓点等は除いた。以下同様。

（6）國學院大學河野博士記念室蔵。

（7）『寛永諸家系図伝』第三（斎木一馬ほか校訂、一九八〇年、続群書類従完成会刊）「嶋田（清和源氏頼光流）」ならびに『新訂寛政重修諸家譜』第五（高柳光樹ほか編、一九六四年、続群書類従完成会刊）「巻第二百八十九　嶋田」による。なお、小論では、他書からの引用以外は、前記二書の表記に従い「嶋田利正」と記す。

（8）註2参照。

（9）同社には年不詳（明応九年（一五〇〇）か）の『蓬莱霊竹覚書』（『大社町史』史料篇〈古代中世〉上巻（一九九七年、大社町史編集委員会編）九六一号および『総合目録』【日】五二号―4）が伝来し、「当社上宮御造営大儀候間、不及了

簡候処仁、明応九年庚申九月廿三日、御経島沖蓬莱出現ス、当浦者罷出、彼霊竹三本切採候、以後蓬莱海底入畢、三本竹色々也、有此中泉、則御宝殿令社納―中略―彼竹一節同泉京極大膳大夫殿進上ス、多賀新兵衛尉取次申―以下略―」と記され、さらに、この霊竹の献上をめぐる京極政経や多賀経忠の書状も残されている（同上、九六〇・九六一・九六〇号。『総合目録』【日】五二号―1～3・五三号）。よって、ここに見える秀忠へ献上されたという「蓬莱竹」も、明応九年に「御宝殿に社納せし」められた「霊竹三本」の一部であろう。

(10) 日御碕神社所蔵。一軸（県重文）。

(11) その神道思想に関する研究史については、矢崎浩之氏「林羅山研究史小論」（菅原信海氏編『神仏習合思想の展開』、一九九六年、汲古書院刊）に詳しくまとめられている。なお、前田勉氏「林羅山『本朝神社考』とその批判」（『愛知教育大学研究報告』第四十八輯（人文・社会科学）、一九九九年）、玉懸博之氏「林羅山における「普遍」と「個別」―その神道思想をめぐって―〈前編〉」（東北大学大学院文学研究科日本思想史学研究室編『日本思想史研究』第三十三号、二〇〇一年）も合わせて参照されたい。

(12) 神社蔵の羅山関係資料に関しては、村田正志氏が注目し、『総合目録』「日御碕神社文書の概要」の中で「学者として著名な道春の自筆書状が日御碕神社に現存する事実は、まことに珍らしい(ママ)興味ある文化現象というべき」と評している（七五頁）。なお、以下に掲げる鐘銘と祝詞以外に、「寛永十七年三月上旬盥漱盤銘」（『総合目録』【日】九五号―2）・「寛永十七年三月上旬上宮鐘銘」（同上九五号―3）がある。これらは『大系』に所収されている（十四・十五頁）。

(13) 『大系』十三～十四頁。『総合目録』【日】九五号―1。当書の加点については概ね石塚氏の付したものに倣ったが、私に付した部分もある。なお、読点を句点に改め、訓点等は除いた。

(14) 『妙法蓮華経』巻七「陀羅尼品」に「爾の時に羅刹女等有り、一をば藍婆と名づけ、二をば毘藍婆と名づけ、三をば曲歯と名づけ、四をば華歯名づけ、五をば黒歯と名づけ、六をば多髪と名づけ、七をば無厭足と名づけ、八をば持瓔珞と名づけ、九をば皐帝と名づけ、十をば奪一切衆生精気と名づく」（多田孝正・多田孝文校註『新国訳大蔵経　法華経下・観普賢菩薩行法経』、一九九七年　大蔵出版）と見える。

(15) 註9掲書、五〇三号〈鰐淵寺文書〉。

(16) 同右、一〇五六号〈日御碕神社文書〉。『総合目録』【日】二二号。

(17) 同右、七〇六号〈日御碕神社文書〉。

(18)『大系』六～十頁。『総合目録』【日】一六七号。なお、本書について石塚尊俊氏は「紀年がないが、その文言からして近世初頭のものであろうと思われる」との見解を示している（『大系』「解題」九頁）。

(19) 現行の祭神は社伝に基づく。無論、こうした社伝は実際の信仰の場である社寺やそれらを崇敬してきた人々に大切に伝えられたものであって、各社寺の信仰史を考える上で重視されるべきものである。ここで筆者が言うのは「文字として現在まで残されているもの」ほどの意で、社伝やそれに基づく信仰を批判するものでは一切ない。

(20)『続々群書類従』第九巻（続群書類従編修会編・刊、一九六九年）所収。

(21)『大系』十五頁。『総合目録』【日】九五号―4。掲出における加点等については註13と同様。

(22)『総合目録』【日】九六号。

(23) 本センター第十三回定例研究会（平成十九年十月十七日開催）における太田直之氏の発表「日御碕神社蔵『（寛永十七年）五月廿六日林道春自筆書状』について」に基づく。

(24) これまで同社で筆者が行った資料調査において、本書状については披見が叶わなかった。よって、ここでは明治二十八年に東京大学史料編纂所の調査の折に作成された影写本によった（同所々蔵『小野文書』第三巻所載。同社に寄贈された写しを使用した）。なお、本状の上部には「コノ一通ハ大正二年ノ補入ニカヽル」との注記が見え、その後の調査で見出されたものであることが理解される。ただし、『総合目録』「日御碕神社文書」において羅山関連資料を目録に取り入れ、さらに村田氏が解説で特記しているのに対し、同目録「小野家文書」に本状は収録されていない。恐らく、『総合目録』作成に係る調査の折も見出されなかったのであろう。

(25)『総合目録』【小】三二一号。

(26)『寛永諸家系図伝』第二（註7掲）「石川（清和源氏義家流義時流）」ならびに『新訂寛政重修諸家譜』第三（同上）「巻第百十八　石川」による。

(27) ただし、現存の版本（三冊本・六冊本の二種の架蔵本）では、柱に「神社考一（～六）」とあり、また、三冊目の五・六の終わりに「巻第五終」（六も同様）と記す。

(28)『林羅山集』「附録巻第二」所収『年譜』下（『林羅山詩集』下、一九七五年、ぺりかん社刊（大正七年平安考古学会版・昭和五年弘文社版の覆刻版））の慶安三年（一六五〇）の項に「応ニ義直卿之求一作ニ神社考詳節(二)一」とある。なお、小論における『林羅山詩集』（以下『詩集』と略す）・『林羅山文集』（以下『文集』と略す）は、すべて、ぺりかん社版

を使用した。また、以降は上・下の別は示さず、巻数のみを掲げる。

(29) 架蔵本（版本）による。

(30) 註15掲、六四二号〈日御碕神社文書〉。『総合目録』【日】十八号。

(31) 羅山の神社縁起執筆については石倉孝祐氏「林羅山の神社縁起について」（神道宗教学会編刊『神道宗教』一一六号、一九八四年）に詳しい。なお、この中で石倉氏は『国書総目録』所載の羅山執筆の神社縁起として『武州王子社縁起』・『筑波山縁起』・『川越三芳野天神縁起』・『河内国佐太神社縁起』を掲げ、いずれも『神社考』・『詳節』等には収録されなかったことを明らかにしている。また、その他、『文集』において管見にふれた羅山の神社関係の著作などとして、「越後国伊夜比古神廟記」（巻第十五）・「二荒山神伝」（巻第三十七）・「祭北野菅神文」（巻第四十）・「祭川越菅神文」（同前）・「山崎八幡宮鐘銘」（巻第四十三）・「上野国一宮鐘銘」（同前）・「駿州御穂神社鐘銘」（同前）・「東照宮鐘銘」（同前）が確認される。このうち、北野と御穂（三保）については『神社考』・『詳節』ともに登載され、日光山が『神社考』にのみある。

(32) 『寛永諸家系図伝』第二（註7掲）「高林（清和源氏義家流足利流）」ならびに『新訂寛政重修諸家譜』第二（同上）巻第九十七「高林足利流」による。

(33) 『新訂寛政重修諸家譜』第五（註7掲）巻第二百八十九「嶋田」による。なお、『寛永諸家系図伝』第三（同上）「嶋田（清和源氏頼光流）」はその名を欠いている。

(34) 『文集』巻第九に「与二江宗務一」があり、「洛人、業レ医ヲ、住二東武一、号二本庵一ト」と記す（読点、筆者。以下『詩集』『文集』の引用は同様）。

(35) 両者とともに『徒然草』と『百人一首』の講釈を行った松永貞徳は、後に自著『慰草』の中でこの時のことを、「其此、今の道春法印いまた林又三郎信勝とて若年なりしか、稽古のため新註の四書を講談つかまつりて見はや、と申されしまゝ、いとよろしかるへき事なりと申し侍りし。遠藤宗務法橋は太平記講談せらる」と記している（吉澤貞人著『徒然草古注釈集成』、一九九六年、勉誠社刊。九九九頁）。

(36) 『詩集』巻第五十二「石川殿中監君花軒ノ之前ニ有リ芍薬数畝一、一日分チ賜ヒ二十根一ヲ、以テ植ユ二余カ庭前一ニ」。

(37) 『文集』巻第四十一「石川大夫人碑銘」に「夫人ノ者、相州太守大久保忠隣之室也―中略―孝子主殿ノ頭敦高、請フ二碑於余一ニ―中略―石川主殿頭敦高後チニ改二名総輔一又改ム二忠総一ト」とある。

(38)『詩集』巻第三十九「大久保相模太守ノ挽詞、呈二石川主殿ノ頭一」。

(39) 例えば『詩集』巻第十二には、寛永四年（一六二七）正月に「島田霜台」すなわち嶋田利正と「営中」にて「邂逅」し、利正の詠んだ歳旦の「倭歌」に和して「野詩」を作り、「呈し奉」ったなどとある。なお、筆者は嶋田利正の号が「霜台」であるとする資料を見出し得なかったので、ここでは鈴木健一氏の解釈によることとする（『林羅山年譜稿』（一九九九年、ぺりかん社刊。九十九頁）。

(40)『詩集』巻第七十。「芭蕉色紙島田氏乞之」。

(41) 寛永四年、宗務の娘の逝去に際し、羅山が「島田憲台」なる人物の「挽歌一章」に和したことが知られる（『詩集』巻第四十）。この「島田憲台」なる人物は不詳であるが、註39に示した如く、嶋田利正の号は「霜台」であることから、この「島田憲台」とは「島田霜台」の誤記（あるいは誤刻）とも考えられる。

(42)『続真言宗全書』第三十四巻（続真言宗全書刊行会編刊、一九七六年）所収。

(43) すべて国史大系『徳川実記』第三篇（黒坂勝美・国史大系編修会編、一九七七年、吉川弘文館刊）所収『大猷院殿御実記』巻六一・七一・七六による。

(44) 例えば『詩集』巻第二十四には寛永十九年に立詮（立経）と師の応昌に房に招かれて詞を作るなどしたとの記述があり、また、「（寛永二十年）正月十二日赴二文殊院一和二見寿院僧都立詮歳初倭歌ノ之末字一」（『詩集』巻十八）など、随所に交流の記録が見られる。

(45) なお、『神社考』と『詳節』との比較および義直（『神祇宝典』）との関わりの問題については、矢崎浩之氏「『本朝神社考』と『神社考詳節』」（佐藤三武朗編『国際関係研究』二十七巻四号、二〇〇七年、日本大学国際関係学部）に詳しい。

※本文ならびに註においてその都度掲げることはなかったが、『詩集』『文集』等の記事の検索をはじめ、羅山の事績の窺知や解釈については、そのほとんどを堀勇雄氏『林羅山』（一九九二年、吉川弘文館刊）ならびに前出の鈴木健一氏『林羅山年譜稿』によったことを明記しておく。

※資料の掲出・引用については、旧字等を私に改めた部分がある。また、傍線はすべて筆者による。

【付記1】
本論文は文部科学省21世紀ＣＯＥプログラム　國學院大學「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」における調査研究の成果の一部である。
この調査研究の推進や小論における資料の公開にあたっては、日御碕神社宮司小野高慶氏の多大なご協力、ご配慮を賜った。心より御礼申し上げる。

【付記2】
小論は本センター第十三回定例研究会（平成十九年十月十七日開催）において行った研究発表「日御碕神社所蔵『林道春撰日御碕社　寛永十七年三月上旬鐘銘』について」がもととなっている。発表準備の段階からご指導いただいた阪本是丸センター長と太田直之講師はじめ、研究会当日ご意見・ご教示をいただいたセンター関係者の方々へ謝意を表したい。
さらに、小論内で使用した架蔵の版本『神社考』（三冊本）・『詳節』は、阪本センター長よりご恵与いただいたものである。重ねて御礼申し上げる。

【付記3】
小論執筆にあたり、ともに同社の調査研究を行ってきた本学大学院文学研究科博士課程後期の菊地晋介氏、本学「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」研究員の上野力氏、本センター研究補助員の大東敬明氏より種々ご教示をいただいた。衷心感謝申し上げる。